

## Ⅶ. 都市機能誘導施設の誘導施策

### 1. 都市機能誘導に関する基本的な考え方

広域的な交通結節点としての特性を最大限に活用し、都市機能誘導区域に多様な都市機能の立地を図ることで、その効果を地域経済の活性化、市全域の利便性の向上に波及させ、誰もが来たくなる賑わいと交流に満ちたまちづくりを行います。また、子どもから高齢者まで、どんな世代でも暮らしやすい利便性の高いまちにし、魅力ある拠点づくりを行います。都市機能の誘導にあたっては、既存公共施設を当面は維持していくことを考慮し、民間事業者による都市機能誘導を図ります。

### 2. 都市機能誘導施設の誘導施策

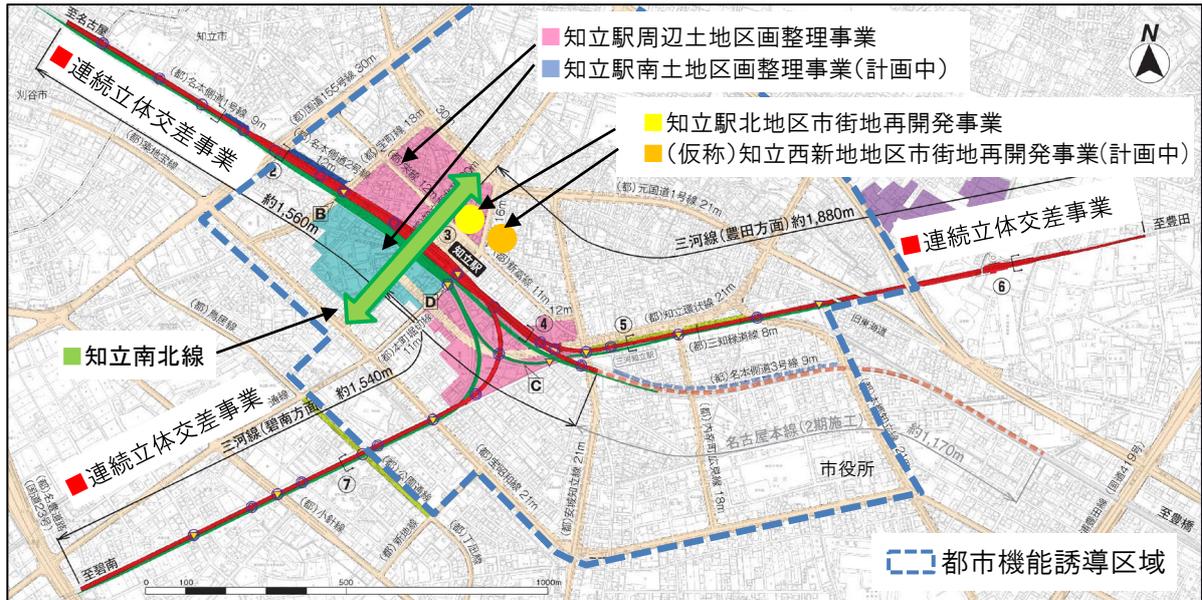
#### 施策1：都市基盤整備で生み出される空間活用による都市機能の誘導

鉄道で分断されている南北市街地の一体化、活性化を目指し、連続立体交差事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により新たなまちづくりを行います。これらの都市基盤整備により都市機能誘導施設の立地スペースを創出するとともに、良好な交通環境を創出します。都市機能立地により賑わいを創り、その賑わいにより新たな都市機能誘導が図られるといった都市活力の良好な循環を目指します。

表Ⅶ-1 都市基盤整備で生み出される空間活用による都市機能の誘導に関わる施策

NO	項目	内容
1	知立駅付近 連続立体交差事業 (施工中)	<ul style="list-style-type: none"><li>交通渋滞の解消により知立駅へのアクセス性向上、分断されている市街地の一体的なまちづくりを行い、多くの市民が集う交流のあるまちづくりを行います。</li><li>高架下の空間においても商業機能、自転車駐輪機能、その他まちづくりに寄与する機能集積が可能となります。</li></ul>
2	知立駅周辺土地区画整理事業(施工中) 知立駅南土地区画整理事業(計画中)	<ul style="list-style-type: none"><li>土地区画整理事業により、新たな土地利用転換を行うとともに、大街区の設定など都市機能の集積とまちなか居住推進を図ります。</li><li>駅前広場、駅前公園、堀切公園の整備も合わせて行い、市民の活動、イベントなどにより賑わいと交流を生み出します。</li></ul>
3	(仮称)知立西新地地区市街地再開発事業(計画中)	<ul style="list-style-type: none"><li>中心市街地にふさわしい土地の高度利用を図りつつ、まちなか居住を誘導する良好な住環境整備を推進します。</li><li>事業により生まれるスペースに商業機能等の都市機能の誘導により、まちなか居住の利便性の向上を図ります。</li></ul>
4	都市計画街路事業	<ul style="list-style-type: none"><li>主に土地区画整理事業等で整備する知立南北線は知立駅の新たな都心軸（商業軸）として位置づけられており、この沿道を中心に商業の活性化を図ります。</li><li>公園や駅前広場などとともに道路空間を活用した市民の活動、イベントなどにより賑わいと交流を生み出します。</li></ul>

図VII-1 知立駅周辺の都市基盤整備



(資料:知立駅付近連続立体交差事業パンフレットより作成)

**施策 2 : 地域公共交通網形成計画などの策定による交通施策の実施**

人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが課題となっています。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共交通の果たす役割は大きく、利用の促進が求められます。

知立市においては、ミニバスと名鉄バスによる比較的充実した既存バス網を維持しつつ、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築するため地域公共交通網形成計画などを策定し、交通弱者をはじめとする市民が市内のどこからでも中心市街地や市の主要施設へアクセスできるような交通ネットワークを構築します。

表VII-2 コンパクトなまちづくりと連携する地域公共交通の計画

NO	項目	内容
1	地域公共交通網形成計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携</li> <li>地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築</li> </ul>
2	地域公共交通再編実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通網形成計画に基づき、必要に応じて面的な公共交通ネットワークの再構築の具体的内容を計画</li> </ul>

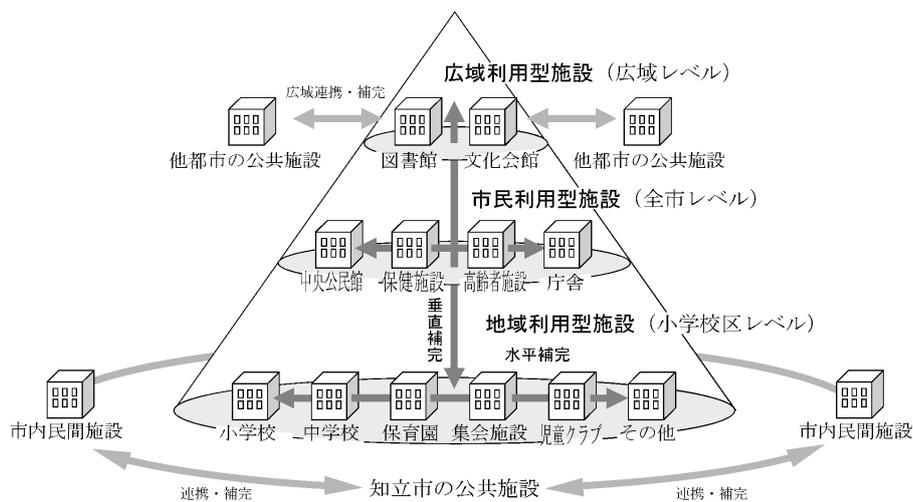
### 施策 3 : 公共施設再配置による都市機能の誘導

公共施設等総合管理計画において、公共施設の大規模改修や更新のタイミングで複合化することが方針にあげられています。日常生活圏レベルの施設については、生活拠点となっている小学校周辺への配置を検討するとしており、全市レベルの施設については、公共交通利便性の高い場所への立地が効果的です。都市機能誘導区域にすでに立地している公共施設の機能強化を図るとともに、都市機能誘導区域外の既存施設の維持を行いつつ、再編にあたっては、知立駅周辺など都市機能誘導区域での複合化も検討します。

表VII-3 公共施設再配置による都市機能の誘導に関わる施策

NO	項目	内容
1	複合化による新たな賑わいの創出	・公共施設に求められる機能の確保及び、配置を考慮し、地域の賑わいを創出する拠点並びに効率的な運営を行うため、複合化を検討します。
2	官民連携、広域連携の視点に立った施設整備および施設運営	・限られた財源の中で多種多様なすべての公共施設を単独で保有することは困難な状況であるため、民間による公共サービス提供の代替可能性の検討や民間ノウハウの活用、民間への移譲を進めるとともに、周辺都市との相互利用を今後も進め、適切な役割分担による施設整備や施設運営を進めていきます。

図VII-2 利用圏域別にみた公共施設の体系化



(資料:公共施設のあり方に関する調査研究)

## 施策 4 : 国の支援制度の活用

立地適正化計画の創設に合わせて国の支援制度が新設・拡充されました。主に以下の支援制度があり、民間事業者への直接補助制度もあるため、都市機能誘導施設の立地にあたっては、これら支援制度の周知を十分に行い、区域内への誘導を図ります。

表VII-4 国の支援制度の概要

NO	項目	内容
1	都市構造再編集中支援事業 (都市機能立地支援事業・都市再構築戦略事業)	・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的に支援する。
2	まちなかウォークアブル推進事業	・まちなかの歩いて移動できる範囲において、市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。
3	官民連携まちなか再生推進事業	・官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。
4	市街地再開発事業	・立地適正化計画に位置づけられた都市機能誘導区域において一定の要件を満たすものについて、交付対象額の嵩上げ等により支援を強化する。
5	都市再生整備計画事業の拡充	・立地適正化計画が策定された市町村で、都市機能誘導区域内で行う都市再生整備計画事業の社会資本総合交付金の交付率を40%から45%に引き上げる。
6	税制上の特例 金融支援	・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例、都市機能誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例等の税制上の特例が適用される。